

資料編

1. 定住自立圏推進要綱

定住自立圏構想推進要綱

平成20年12月26日（総行応第39号）制定
 平成24年9月18日（総行応第187号）一部改正
 平成25年3月29日（総行応第60号）一部改正
 平成26年3月31日（総行応第70号）一部改正
 平成28年9月23日（総行応第293号）一部改正

第1 趣旨

（1）今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計によれば、平成17年に約1億2,776万人であった総人口は、同年から平成47年までの30年間で約13%（約1,708万人）減少し、約1億1,068万人となる。また、平成17年までの30年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の30年間では、三大都市圏の人口も約530万人減少し、地方圏の人口は約1,178万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年から平成47年までの30年間で年少人口は約40%（約707万人）減少し、高齢者人口は約45%（約1,149万人）増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

（2）定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

（3）定住自立圏の中心市と近隣市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、近隣市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、近隣地域の農山漁村はこれから長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と近隣市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

（4）高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携

複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。

特に、人口20万ないし30万人程度以上の都市など、高次の都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成22年10月1日現在の数値（平成22年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成22年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市

区町村、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」中「総数」のうち「15歳以上就業者」及び「15歳以上通学者」の合計から自宅において従業する者の数を控除して得た数値をいう。

第3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えてること。）。
 - ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
 - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市（当該合併が行われた日から起算して10年を経過していないものに限る。）にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第4（5）及び第5（4）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
 - ③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）の区域外に所在すること。
 - イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。
- この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 中心市宣言

（1） 中心市宣言の定義

中心市宣言は、近隣にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、（2）に規定する事項を記載した書面（以下「中心市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

（2） 中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその近隣にある市町村を含めた地域に居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その近隣にある市町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとする。

- ① 近隣にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び近隣にある市町村の住民による当該機能の利用状況等
- ③ ②に掲げる都市機能等を活用して、近隣にある市町村と連携することを想定する取組
- ④ 当該中心市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
- ⑤ ④のほか当該中心市の近隣にあって、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

（3） 中心市宣言書の変更又は取消し

中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

（4） 中心市宣言書の公表

中心市は、（1）の規定により中心市宣言書を作成したとき又は（3）の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

（5） 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しないこととなったもの等広域的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。

第5 定住自立圏形成協定

（1） 定住自立圏形成協定の定義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市（以下「宣言中心市」

という。）と、その近隣にある1の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、（2）に規定する事項について定める協定であって、それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、近隣にある市町村であって、定住自立圏形成協定を締結するものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が0.1以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

（2）定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその近隣にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその近隣にある1の市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する具体的な事項

連携する具体的な事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 圏域マネジメント能力の強化、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ICTを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のための経済基盤の確立等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の販売その他地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中心長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。

a 宣言中心市等における人材の育成

b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

c 圏域内市町村の職員等の交流

d aからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置（地方自治法第252条の7等）や事務の委託（同法第252条の14等）等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

⑥ 定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き

定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその近隣にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。この場合において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として2年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

(3) 定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

① 定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視

することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的な内容を周知するものとする。

- ② 定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその近隣にある1の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の近隣にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6（1）に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の近隣にある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配意する必要がある。
- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。
- ⑤ 定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。
- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、近隣にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

（4） 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4（5）の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、（2）①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

（5） 定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその近隣にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（以下「定住自立圏形成協定等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

第6 定住自立圏共生ビジョン

（1） 定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び近隣にある市町村（以下「近隣市町村」という。ただし、関係市町村の判断により、「連携市町村」、「構成市町村」又は「周辺市町村」と呼称することも差し支えない。）の区域の全部
- ② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

（2）定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として（3）に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

（3）定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における将来推計人口（平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したものに基づくものに限る。）、行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、定住自立圏の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を含むものとする。

③ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的な内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあっては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。なお、定住自立圏共生ビジョンの期間が満了する際は、⑤で定める成果指標（KPI:Key

Performance Indicator) 等の達成状況等を踏まえて次期の定住自立圏共生ビジョンを策定するものとする。

⑤ 成果指標

定住自立圏共生ビジョンに記載する具体的取組に関しては、明確な成果指標を設定し、進捗管理を行うものとする。

(4) 圏域共生ビジョン懇談会の構成員等

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

圏域共生ビジョン懇談会における定住自立圏共生ビジョンの検討に当たっては、具体的取組に関する成果指標等の達成状況等を考慮するものとする。

(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって、各近隣市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

(6) 定住自立圏共生ビジョンの写しの近隣市町村への送付及び公表

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに近隣市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

(7) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

第7 中心市に係る特例

隣接する2つの市(各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。)の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4(1)から(4)までに規定する中心市宣言書、第5(1)から(3)まで及び(5)に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

第8 中心市宣言書等の写しの送付

（1） 中心市宣言書の写しの送付

宣言中心市は、第4（4）の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第4（2）④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

（2） 定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付

宣言中心市は、第5（5）の規定による定住自立圏形成協定等又は第6（6）の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

近隣市町村は、第5（5）の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第6（6）の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該近隣市町村の属する都道府県に送付するものとする。

（3） 総務省による送付

総務省は、（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第9 市町村に対する助言及び支援

（1） 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

（2） 総務省による助言及び支援

総務省は、中心市宣言書の作成等に関する事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び近隣市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第8（2）の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものと

する。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその近隣にあって当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成21年1月1日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

第2 中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第5（2）に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていないとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成27年9月30日までの間（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体にあっては、当分の間）、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定、附則第2の規定又はこの要綱による改正後の定住自立圏構想推進要綱本則第3②イの規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

2. 中心市宣言書

都城市定住自立圏中心市宣言

－ 安心して暮らせる圏域を目指して －

右肩上がりの人口増加が終わりを迎え、長期的な人口減少社会に突入しました。また、少子高齢化はさらにその歩みを早めています。今後、私たちはこの少子高齢・人口減少社会に対応したまちづくりを進めなければなりません。

また、グローバル化・高度情報化の進展や自由時間の増大、住民ニーズの多様化の中で、新しいライフスタイルを求める動きがみられる一方で、市町村合併や地方分権の推進、地域経済の低迷、都市と地方の格差拡大等、地方においては様々な課題を抱えております。

このような状況下において、都城市や近隣自治体も、ほとんどの自治体で人口が減少し、高齢化率は上昇しているという現状にあります。人口の減少は、少子化の影響もありますが、都市部への人口流出も大きな要因と考えられます。この人口流出も、少子高齢化と同様に、その対応が喫緊の課題といえます。

これらの課題を、歴史的・文化的・経済的に繋がりの深い都城市と近隣自治体における共通の課題として認識するとともに、共に連携して解決する意思のある自治体と圏域を形成し、課題に立ち向かう必要があります。

いま、私たちは、ここに暮らす住民をしっかりと守り、そしてこのかけがえのない圏域を未来の世代に引き継ぐため、市町や県の垣根を越えて、圏域の知恵を結集し、創意と工夫により新たな取組みを行わなければなりません。

今まで都城市は、「市民の願いがかなう 南九州のリーディングシティ」を都市目標像に掲げ、南九州地方の先導役を務めるという意識を持って市政を運営してきました。

都城市は、都市目標の理念に基づき、この圏域が住民にとって安心して暮らせるものとなるよう、圏域の中心的な役割を果たす「中心市」となることをここに宣言します。

平成21年4月22日

都城市長 長峯 誠

集約とネットワーク

都城市は、九州縦貫自動車道や国道5本をはじめとする主要地方道が整備され、さらに、国の重要港湾の指定を受け、中核国際港湾としての機能を有している志布志港と本市とを結ぶ、地域高規格道路「都城志布志道路」も一部供用開始となるなど、さらなる利便性の向上が期待されています。また、近隣自治体の多くの住民が利用する公共施設や救急医療施設など、圏域の中核的な役割を担う都市機能も有しております。

今後、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、この都市機能をさらに充実するとともに、圏域内の交流やネットワークを促進する施策を講じます。

■ 主な都市機能

分類	都市機能		施設名等
医療	救急医療	初期救急医療施設（夜間）	都城救急医療センター
		第二次救急医療施設	国立病院機構都城病院 都城市郡医師会病院 他 10 施設
	小児医療 (小児救急医療含む)	初期救急医療施設（夜間）	都城救急医療センター
		第二次救急医療施設	国立病院機構都城病院 都城市郡医師会病院
	周産期医療	地域の中核医療機関	国立病院機構都城病院 藤元早鈴病院
	災害医療	地域災害医療センター	都城市郡医師会病院
	疾 病	地域がん診察連携拠点病院	国立病院機構都城病院
		急性期を担う中核的な	都城市郡医師会病院
		医療機関	藤元早鈴病院
交通	高速道路		九州縦貫自動車道宮崎線都城 I C
	地域高規格道路		都城志布志道路（建設中）
芸術	文化ホール		都城市総合文化ホール
			都城市ウエルネス交流プラザ
文化	美術館		都城市立美術館
	図書館		都城市立図書館
商業	大型商業施設		大規模小売店舗 40 店舗
教育	高等教育機関	大学	南九州大学都城キャンパス(H21.4月開学)
		高等専門学校	都城工業高等専門学校
		高等学校	県立高校 6 校、私立高校 2 校
		専修学校	都城看護専門学校 他 5 校

■ 近隣自治体住民の利用状況

(1) 都城救急医療センター患者数（初期救急医療施設；夜間急患センター）

年 度	宮崎県		鹿児島県		その他	都城市
	三股町	曾於市	志布志市			
H17	1,546	1,934	359	1,039	10,663	
H18	1,543	1,906	511	1,130	11,165	
H19	1,629	1,990	629	1,371	11,777	

※H17 年度の志布志市は、松山町(H17.4月～H18.3月)と志布志町・有明町(H17.10月～H18.3月)の累計

(2) 救急車受入状況（都城市郡医師会病院；第二次救急医療施設）

年 度	大隅・曾於地区管轄 (曾於・志布志市等)		その他の管轄		都城市管轄 (都城市・三股町)	
	入 院	外 来 扱 い	入 院	外 来 扱 い	入 院	外 来 扱 い
	H19	138	69	54	9	827

(3) 都城市総合文化ホール「M J 友の会」会員数

	宮崎県		鹿児島県		その他	都城市
	三股町	曾於市	志布志市			
会員数	82	39	5	50	50	1,051

【H21.2.19 現在】

(4) 都城市立図書館利用登録者数

	宮崎県北諸県郡三股町		鹿児島県曾於市		都城市
	登録者数	1,985	1,418	38,144	

【H21.2.1 現在】

(5) 保育所・保育園広域入所受託児童数

	宮崎県		鹿児島県		その他	都城市
	三股町	曾於市	志布志市			
児童数	115	80	2	21	5,093	

【H21.2.1 現在】

リーディングシティ

都城市は、これから厳しい社会経済環境の中で、地域間競争に生き残るため、圏域の先導役として、近隣自治体と連携し、圏域の特性やポテンシャルを最大限に活かしながら、住民ニーズに応じた高次の行政サービスや施策を積極的に講じます。

特に、圏域に等しく安心安全を提供できる地域医療体制を構築するとともに、圏域内の交流やネットワークを強化するための必要な交通インフラの確保と共に連携して推進します。

■ 生活機能の強化のための取組み

◆ 医療

広域救急医療体制の整備・充実

現在も圏域の救急医療の中核的役割を果たしている都城救急医療センター（初期救急医療施設）及び都城市郡医師会病院（第二次救急医療施設）の移転・充実を視野に入れ、圏域の医療機関相互の連携やＩＣＴを活用した広域医療の充実を図るなど、圏域住民の安心安全を確保するため、広域救急医療体制の整備・充実を目指す。

併せて今日の圏域全体の医師不足に対応するとともに、より高度な医療を提供するため、圏域で連携して地域医療を担う人材の確保などを目指す。

■ 結びつきやネットワークの強化のための取組み

◆ 道路等の交通インフラの整備

地域高規格道路「都城志布志道路」整備促進

都城志布志道路は、圏域内の結びつきやネットワークの強化、さらに定住自立圏構想実現のための重要な交通インフラであり、圏域で連携して国や宮崎県・鹿児島県に対し、今まで以上に早期完成を働きかける。

■ 圏域マネジメント能力の強化のための取組み

- ◆ 宣言中心市等における人材の育成
- ◆ 圏域内市町村の職員等の交流
- ◆ その他圏域マネジメント能力の強化に係る連携

広域連携

都城市は、共通の課題に対し、連携して解決する意思のある近隣自治体と共に圏域を形成し、民間団体などを含め、今まで以上に相互連携を図りながら、広域的な視点からまちづくりを推進し、住民が安心して暮らせる圏域を目指します。

■ 都城市と連携する意思を有する自治体及び都城市に対する通勤通学割合が 0.1 以上の自治体

資料；H17 国勢調査

自治体名	常住就業者・通学者数(人)		都城市で就業・通学者数(人) c	通勤通学割合 $d=c/(a-b)$
	(15歳以上) a	うち自宅従業者数 b		
宮崎県北諸県郡三股町	13,084	1,780	6,791	0.60
鹿児島県曾於市	22,875	6,950	3,750	0.24
鹿児島県志布志市	18,732	5,058	268	0.02

(注) なお、上記のほか、宮崎県西諸県郡高原町が、定住自立圏構想推進要綱に規定する「通勤通学割合 0.1 以上」に該当している。(高原町 ; 0.15)

3. 定住自立圏形成協定

都城市と三股町、曾於市、志布志市との定住自立圏形成協定の内容は次のとおりである。

都城市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、定住自立圏（以下「圏域」という。）の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定に基づく中心市宣言を行った甲と甲が行った当該宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携して、安心して暮らせる圏域に必要となる都市機能及び生活機能を確保するとともに定住を促進するための圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において、相互に役割又は機能を定めて分担するとともに、協力及び連携を行う。

（連携する具体的な事項）

第3条 《本編第6章に記載のとおり》

（連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担するとともに、連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案して、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲、乙協議の上別に定めるものとする。

（規定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲、乙協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面により行うものとし、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の決定）

第7条 この協定の各条項の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

4. 都城広域定住自立圏構想協議会規約

（設置）

第1条 都城市、三股町、曾於市及び志布志市（以下「3市1町」という。）で構成する都城広域定住自立圏の構想を推進するため、都城広域定住自立圏構想協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知。以下「国要綱」という。）の第5の規定に基づく定住自立圏形成協定に関する事項
- (2) 国要綱第6の規定に基づく定住自立圏共生ビジョンに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、定住自立圏構想に関し必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第4条 この協議会に役員として、会長1名、副会長3名、監事2名を置く。

（会長）

第5条 会長は、都城市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

（副会長）

第6条 副会長は、三股町長、曾於市長、志布志市長をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長に事故があるとき、又は副会長が欠けたときには、あらかじめ副会長が指定した者がその職務を代行するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（監事）

第7条 監事は、都城市議会議長並びに三股町、曾於市及び志布志市の議会議長のうち、別表第1に掲げる順位により1名をこれに充てるものとする。

2 監事は、協議会の会計を監査する。

3 監事の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 監事に事故があるとき、又は監事が欠けたときには、あらかじめ監事が指定した者がその職務を代行するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要に応じて第3条に掲げる委員以外の者の出席を求めることができる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（幹事会）

- 第9条 協議会に幹事会を置き、幹事会は、第2条に規定する事務の連絡及び調整を行う。
- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
 - 3 幹事会に幹事長を置き、都城市総合政策部長をもって充てる。
 - 4 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときには、あらかじめ幹事長が指定した者がその職務を代行する。

（幹事会の運営）

- 第10条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、議事を進行する。
- 2 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に第9条第2項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

（担当者会）

- 第11条 幹事会に、必要に応じて担当者会を設けることができる。
- 2 担当者会は、担任事項について調査研究及び立案に当たる。
 - 3 担当者会は、担任事項に関係ある市町の職員をもって構成する。
 - 4 担当者会を構成する会員の互選により、担当者会に部会長を置く。
 - 5 担当者会で調査研究及び立案した事項は、幹事会に報告しなければならない。

（事務局）

- 第12条 協議会の事務を処理するため、都城市総合政策部総合政策課に事務局を置く。

（経費及び会計年度）

- 第13条 協議会の経費は、3市1町の負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（委任）

- 第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成21年7月9日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成21年度の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成23年10月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成25年2月13日から施行する。ただし、第6条、第7条及び第13条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（施行期日）

この規約は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 27 年 4 月 24 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

都城市長
都城市副市長
三股町長
曾於市長
志布志市長
都城市議會議長
三股町議會議長
曾於市議會議長
志布志市議會議長

別表第2（第9条関係）

都城市総合政策部長
都城市総合政策課長
三股町企画商工課長
曾於市企画課長
志布志市企画政策課長

【参考】医療等用語

初期救急	入院の必要がなく、外来での対処が可能な緊急の患者に対する治療のこと。整備は市町村の責務とされている。
二次救急	入院を必要とする緊急の患者に対する治療のこと。都道府県が定めた医療圏域（二次医療圏）ごとに整備する。
三次救急	二次救急医療機関では対応できない重篤な緊急の患者に対する治療のこと。複数診療科にわたる高度な医療を提供する医療機関で行われる。
都城北諸県医療圏	都城市と三股町を範囲として、宮崎県の医療計画で定められた二次医療圏。
曾於保健医療圏	曾於市、志布志市、大崎町、鹿屋市の一部（旧輝北町）を範囲として、鹿児島県の医療計画で定められた二次医療圏。
周産期医療	周産期（しゅうさんき）（妊娠 22 週から出生後 7 日未満）を含めた前後の期間における、突発的な事態に対して、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療を提供すること。
オーダリングシステム	診療現場の医師等が検査や投薬などの指示（オーダー）を入力すると、その内容が電子的に関係部局に伝達されるシステム。
電子カルテ	患者に関わる様々な情報を電子媒体に記録、保存し運用するシステムで、医師の書いた記録だけではなく、看護記録、X 線写真、検査レポートなどを含むもの。
DMAT	大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム
医療クラーク	医師の仕事を補助する事務職員で、医師が診察に専念できるようにするのが役目。
災害支援看護師	災害支援に関する専門的知識を習得した看護師
中間支援組織	行政と地域の間にたって様々な活動を支援する組織のこと。NPOへの支援などを主目的として発足しているケースが多い。

